

第2号議案

2018年度活動方針・活動計画および予算決定の件

2018年度 活動方針

【くらしと生協を取り巻く情勢について】

(協同組合をめぐって)

- ・国連は2012年「協同組合は、経済的な発展と社会的な責任の両方を追求できることを国際社会に示す何よりもの証である」と宣言し、「国際協同組合年（IYC）」を実施しました。2015年には「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、17の目標からなる「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げました。その実現に向けて役割を果たす多様な民間セクターのひとつに協同組合が認知されました。
- ・2016年には、協同組合が「さまざまな社会的な問題への創意工夫あふれる解決策を編み出している」と評価され、ドイツが申請した「協同組合の思想と実践」が国連教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産に登録されました。
- ・協同組合は、多様な社会的課題の解決に向けた取組みを、協同組合間の連携を図りながらすすめてきました。SDGsで掲げられた目標は、私たち生協がこれまで取り組んできた活動と密接に結びついています。全国的な協同組合の動きでは、地域社会に協同組合の価値や事業を発信する役割を担うあらたな協同組合連携組織「(一社)日本協同組合連携機構（略称：JCA）」が4月に発足しました。これからも生協として持続可能な社会の実現に向けて活動をすすめていく必要があります。

(くらしや経済をめぐって)

- ・少子高齢化が進んでいます。総務省の統計によれば、日本の人口は前年比で21万人減少した一方で、高齢者は57万人増加し、総人口に占める高齢者の割合は27.7%と過去最高となっています。
- ・奨学金制度については、これまでの運動の成果により改善が進んでいますが、引き続きよりよい奨学金制度になるように他団体とも協力して取り組む必要があります。
- ・社会保障制度の見直しによって、高齢者に負担増を求める動きが強まっています。2018年から施行される改正介護保険法では、一部の人を除いた介護保険利用料の負担が3割に引き上げられます。行政は、地域力の強化に向けて、きめ細かい組織づくりを進めようとしており、生協でも地域の見守り活動や買い物支援、医療や居場所づくりなど、孤立しないための地域づくりへの参画が求められています。
- ・2017年10月に厚生年金保険料の引き上げがあり、2019年10月には消費税増税が予定されるなど、さらなる増税がくらしに与える影響は大きいと考えられます。「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法25条）が脅かされる格差・貧困の問題も大きな課題です。
- ・経済連携では、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）がアメリカを除く11カ国で、包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）に向けた動きが進んでいます。

(食をめぐって)

- ・食品衛生規制（食品衛生法等）の見直しが検討されています。実現すれば、15年ぶりの法改正になります。改正案では、HACCP（危害分析・重要管理点監視）による衛生管理の制度化や食品用器具・容器包装の衛生規制の整備等が法的に位置づけられます。あらたな規制が有効に働けば、食品の安全性確保がすすみ、国際基準との乖離の解消にもつながります。
- ・消費者団体にさまざまな意見がある「加工食品の原料原産地表示制度」が2017年9月施行されました。事業者団体のところでも、2022年3月の移行期限までに新しい制度に対応するための検討がコスト問題なども考慮してすすめられています。
- ・食品ロス課題とする取組みが行政や消費者、事業者にもひろがっています。食品ロスの問題は、環境問題や消費者市民社会づくり、貧困問題などにも関連する課題であり、生協としても解決に向けての役割が求められています。

(環境・エネルギーをめぐる)

- ・電力小売自由化にくわえ、2017年4月には都市ガスの小売全面自由化が始まりました。消費者メリットが実感できる改革になっているか注視していく必要があります。
- ・アメリカのトランプ政権は、国連気候変動枠組条約・第21回締約国会議（COP21）で定めた「パリ協定」からの離脱を表明しましたが、脱炭素社会への大転換は世界の潮流となっています。
- ・東京電力福島第一原子力発電所の事故原因が明らかになっていない中で、原子力発電所の再稼働の動きがすすんでいます。
- ・東京電力福島第一原発事故をめぐる、損害賠償を求めた訴訟が全国で争われています。3月には京都の避難者が国と東京電力に損害賠償を求めた判決があり、国と東京電力の責任を認め賠償を命じる判決が出されました。
- ・「持続可能な開発目標（SDGs）」と「パリ協定」を踏まえた第五次環境基本計画が閣議決定されました。他方、見直しが検討されているエネルギー基本計画では、原発が引き続き、「重要なベースロード電源」と位置付けられています。国会では、「原発ゼロ・自然エネルギー基本法案」が提出されており、国会での審議を注視していく必要があります。

(防災・減災をめぐる)

- ・全国的に自然災害が多発しています。2017年7月の九州北部豪雨では、多くの方が被災され、土砂災害の発生や農産物などに大きな被害をもたらしました。2月の福井豪雪では、生協の事業活動に大きな影響がでました。京都では毎年大きな自然災害が発生しており、災害対策マニュアルやBCP（事業継続計画）の策定・見直しが急務となっています。また、複合災害や原子力施設の事故による災害への備えも求められています。
- ・東日本大震災から7年が経過しましたが、今も避難生活を強いられている避難移住者の方も多数おられます。継続した支援なども重要です。

(平和・民主主義をめぐる)

- ・2017年7月に122カ国が賛成して「核兵器禁止条約」が採択されました。しかし、唯一の被爆国である日本や、核保有国は条約に参加していません。核兵器廃絶に向けた世論を広げることで「核兵器禁止条約」への参加が求められています。
- ・核兵器を条約で禁止しようと活動するICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）が2017年ノーベル平和賞を受賞しました。核兵器を禁止する機運の高まりには被爆者の長年の活動が大きく影響しました。
- ・南北首脳会談が4月27日におこなわれ「核のない朝鮮半島を実現するという共同の目標を確認」しました。「朝鮮半島の非核化」の内容や検証方法、期限などは直接の言及はありませんでしたが、北東アジアの平和の地域共同体づくりの出発点となることが期待されます。
- ・核兵器も戦争もない平和な世界をもとめる世論と運動をひろげていくことが重要です。2020年開催の核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けた「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名（ヒバクシャ国際署名）」の活動が開始されました。京都においても「ヒバクシャ国際署名を大きくひろげる京都の会」を設立し、活動が広がっています。
- ・共謀罪（テロ等準備罪）を盛り込んだ、組織犯罪処罰法の強行採決、憲法改定に向けた動きがあります。これらの問題について学び、国民の権利が守られることが求められています。

(消費者市民社会の実現をめぐる)

- ・特殊詐欺や悪質商法などによる被害発生が後を絶ちません。消費者の世論と運動によって、適格消費者団体による不当な契約・勧誘行為の差止請求にくわえ、2016年10月からは消費者被害の回復を請求できる集団的消費者被害回復制度（特定適格消費者団体）がスタートしました。関西では京都府生協連も会員であるNPO法人消費者支援機構関西が2017年6月に認定を受け活動を開始しました。
- ・消費者一人ひとりが、人や社会、環境、地球に配慮したものやサービスを選んで消費するエシカル消費へ

の関心が広がっています。

【1】『京都府生協連の4つの役割』にもとづく2018年度活動について

京都府生協連は、平和で安心して過ごしたいという「京都の生協への期待」が大きくなるなか、「新・京都の生協の課題と京都府生協連の役割」にもとづき、会員生協や行政・諸団体との連携強化を図り、その役割を果たしていきます。

『京都の生協の5つの課題』

- (1) 生協の事業と活動の総合力を発揮し、生活の文化的・経済的向上をめざします
- (2) 消費者市民社会の主人公として、よりよい社会づくりに貢献します
- (3) 安心してらせる地域経済・社会づくりをめざします
- (4) 協同と連帯の力で活動を推進します
- (5) 組合員参加をひろげ、安定した事業と経営を確立します

『京都府生協連の4つの役割』

- (1) 学びと交流
- (2) 生協間の協同・連携
- (3) 行政・諸団体との連携
- (4) 生協の姿を社会に発信し、理解をひろげる

(1) 学びと交流

—会員生協の共同の場にふさわしく、生協どうしがお互いに学びあい、はげましあえる交流と共同の行動をつよめます—

① 会員生協の研修・交流・協同活動を促進

- ・会員生協で取り組まれている学習会等の情報を収集し、会員生協に提供することで、日常のコミュニケーションを強めます。
- ・京都の生協活動を豊かに発展させる協議会（略称：KSK）や理事会での活動交流の場を充実し、会員生協間の交流や連携がすすむようにします。
- ・さまざまな協同組織と連携した活動に多くの組合員や学生が参加し、協同組合活動が実感できる機会をひろげます。

② 広域災害、局地災害を想定した防災・減災、被災者支援の取り組み

- ・防災や災害時の対応をテーマにした学習や活動交流をすすめます。
- ・会員生協がBCP（事業継続計画）の策定や災害対策マニュアル作りがすすむように、学習会の開催や情報提供を強めます。
- ・京都府生協連の災害対策マニュアルについて実態に沿うように見直しをおこないます。
- ・東京電力福島第1原子力発電所の事故にともなう被災地や被災者の実態を知る学習等をすすめます。

③食の安心・安全と食育活動等の推進

- ・食品表示制度、農薬、食品添加物、食と放射性物質、食品ロス削減等、「食品の安心・安全」をテーマにした学習会の開催や情報提供等をすすめます。
- ・会員生協や京都府協同組合連絡協議会とも連携した食育活動をすすめます。

(2) 生協間の協同・連携

ー多様な生協間の協同と連携、職員や組合員の交流を推進し、あらたな取組みの創造をめざし、交流から、さらに提携できることを模索します。また全国の生協とつながり、共通する課題の取組みを推進しますー

①日本生協連・他府県生協連・各種協同組合などとの連携・交流をすすめます

- ・日本生協連（関西地連）、近畿地区生協府県連等の活動に参加し、連携・交流をすすめます。
- ・京都府協同組合連絡協議会（構成：J A京都中央会／京都府漁協／京都府森連／京都府生協連）を中心に、国際協同組合年の活動を継承し、会員生協とともに取組みをすすめます。
- ・協同組合のあらたな連携機構・（一社）日本協同組合連携機構（J C A）を通し、一層の連携をめざします。

②安心してらせる地域社会づくりをめざす取組み

- ・地域支援事業推進チームによる活動を継続します。推進チームの活動は、地域の諸団体や社会福祉協議会などを通じて、市町村が行う地域支援事業の取組み等の実態把握などをすすめます。
- ・貧困問題、子育て支援、食品ロス削減やフードバンク・ドライブの取組み、奨学金制度問題、男女共同参画をテーマに、諸団体との連携も図りながら安心してらせる地域をめざし、学習や交流をすすめます。

③会員生協間の連携を深めます

- ・京都の生協活動を豊かに発展させる協議会（略称：K S K）をはじめとする研修や交流、京都総合防災訓練や環境フェスティバルへの合同参加などをすすめます。
- ・協同組合やSDG s等、共通のテーマを学習する機会を設けます。
- ・日常的に会員同士の連携が図れるよう役割を果たします。

④環境・エネルギー問題をつうじて、持続可能な社会を実現する取組み

- ・環境・エネルギー部会を設置します。部会では、省エネや節電、再生可能エネルギー普及の活動を調査・研究します。また、それぞれの活動や情報などを交流します。
- ・再生可能エネルギーの普及・拡大にむけて、行政や諸団体と協力した活動を推進します。

(3) 行政・諸団体との連携

ー京都の生協を代表して、行政との連携、各界との意見交換の開催、各種協同組合や地域諸団体とのネットワークをひろげ、連携して組合員と消費者の願いを実現することをめざしますー

①行政・諸団体からの生協への社会的要請にかんする対応

- ・審議会や各種団体からの委員派出の要請にこたえていきます。
- ・行政等が実施するパブリック・コメント等への募集や政策提言に積極的に対応します。

②くらし・環境・防災・平和・地域づくりなど行政や諸団体と連携した取組み

<食の安心・安全>

- ・京都府食の安心・安全推進条例にもとづく第5次京都府食の安心・安全行動計画づくりに参画します。

<環境>

- ・KGP N（旧京都グリーン購入ネットワーク）や京都市ごみ減量推進会議などの諸団体と連携し、持続可能な環境づくりに貢献します。また、環境・エネルギー部会の活動を中心に、関係団体とともに再生可能エネルギーの普及や学習会に取り組みます。

<防災・減災>

- ・京都府生協連の災害対策マニュアルについて実態に沿うように見直しをすすめます。
- ・各会員生協の緊急時の対応についての準備状況等の状況把握をおこない、必要な情報提供や支援をすすめます。
- ・会員生協とともに京都府総合防災訓練に参加します。
- ・京都府災害ボランティアセンターの構成団体としての役割を發揮します。

<平和・憲法>

- ・「ヒバクシャ国際署名を大きくひろげる京都の会」の活動に参加し、「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名（ヒバクシャ国際署名）」を取り組みます。
- ・ピースパレード、ピース交歓会やピースアクション2018の取組みを推進します。
- ・憲法の三大原則である「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」を守る取組みをすすめます。

<地域づくり>

- ・京都府社会福祉協議会が運営する「きょうとフードセンター（京都式フードバンク）」への協力や子どももの貧困問題、奨学金制度の改善に向けた取組み等について、諸団体との連携を図りながらすすめます。

③消費者施策の充実と消費者運動を推進し「消費者市民社会」の実現をめざす取組み

- ・京都府消費者教育推進計画にもとづく活動を会員生協、行政、諸団体と連携してすすめます。
- ・適格消費者団体（特定適格消費者団体NPO法人消費者支援機構関西、NPO法人京都消費者契約ネットワーク）、NPO法人コンシューマーズ京都との連携を強めます。

(4) 生協の姿を社会に発信し、理解をひろげる

—京都の生協の事業や活動のさまざまな姿を社会（行政、報道機関、地域諸団体）に発信し、生協の視認性や認知度を高める活動を通して、生協の価値と存在意義への理解をひろめます—

①会員生協や京都府生協連の活動について社会に知らせる広報活動

- ・京都の生活協同組合の取組みをマスコミや報道機関等に積極的に紹介、発信します。
- ・『京都の生協』、『京都府生協連ニュース』、『協同組合人』（京都府協同組合連絡協議会）の発行をすすめます。
- ・ホームページの迅速な情報更新につとめます。
- ・「協同組合の思想と実践」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことを、さまざまな機会にアピールし紹介します。

②行政や諸団体との懇談会や意見交換会をおこないます

- ・農林水産省近畿農政局、京都府や京都のマスコミ関係者との懇談会等をおこないます。

[2]法令・定款等を遵守し、会員合意にもとづく運営をすすめます

(1)理事会・常任理事会・会長・専務会・運営会議の開催

- ①理事会が会員総意の形成と会員生協の学びと交流の場となることを重視して運営します。
- ②常任理事会は、京都府生協連の運営・執行が全会員の「合意」ですすめられるよう、よりいっそうの役割をはたします。
- ③会長・専務会は、月1回の開催を基本に、連合会の運営課題を協議し、執行を確認します。
- ④運営会議は、「理事会決定・確認事項等にもとづく活動を推進」する位置づけとし、月1回の開催を基本に運営します。

(2)監事会の開催、監事監査について

- ①監事監査方針・監査計画にもとづく監査の実施に誠実に対応します。
- ②監事による監査活動が円滑におこなわれるよう環境整備につとめます。
- ③監事による監査のほか、公認会計士・税理士事務所による点検を実施します。